

公売保証金の振込みについての注意事項

- 1 公売保証金の振込みは、期間入札に係る入札者でなければできませんので注意してください。
※ 公売保証金の振込人と期間入札に係る入札者とが異なる場合は、入札が無効となります。
- 2 公売保証金は、期間入札に係る入札の満了までに、多治見市長が指定した預金口座に入金済となる必要があります。
なお、振込手数料については、入札者の負担となります。
※ 入札書の提出の前までに、多治見市長が指定した預金口座への入金が確認できない場合は、入札が無効となります。
- 3 適正な公売保証金振込通知書兼払渡請求書を提出した場合は、公売保証金振込通知書兼払渡請求書に記載された公売公告番号及び売却区分番号に係る公売財産の公売保証金を提供したことの証明となります。
公売保証金は、提供後、その取消又は変更はできませんので、注意してください。
※ 誤って公売保証金を振り込んだ場合は、改めて入札予定の公売財産に係る公売保証金を振り込んでください。
なお、誤って振り込んだ公売保証金につきましては、開札期日後に返還いたします。
- 4 開札の結果、最高価申込者とならなかった場合は、公売保証金振込通知書兼払渡請求書の「公売保証金の払渡請求欄」に記載された金融機関の口座への振込みにより返還します。
なお、公売保証金の返還手続に当たっては、「払渡請求書」等の提出が必要です。
(注) 公売保証金振込通知書兼払渡請求書の「公売保証金の払渡請求」欄の「氏名(名称)」、「振込先の金融機関名」及び「口座番号」の各欄を記載するとともに、「預貯金の種別」欄の該当事項を○で囲んでください。
- 5 公売保証金の振込先の確認は、「公売広報」又は以下の「お問合せ先」へお尋ねください。

お問合せ先 多治見市役所 税務課 収納グループ
TEL:0572-22-1111 内線:2283、2284